

(抄訳)

ハノイ市人民委員長公電第2号 (02/CD-UBND)

新型コロナウイルス感染防止緊急措置についての首相指示05/CT-TTg(2021年1月28日)を実施し、また、同日に行われたハノイ市における新型コロナウイルス対策指導委員会におけるハノイ市党委書記からの指示を貫徹するため、ハノイ市における感染防止対策は、より主体的で、迅速で厳格な対応をすると同時に、落ち着いて、人々を不安に陥れないようにする必要があるとの精神で、ハノイ市人民委員長から、各局長に対して以下の指示がなされた。また、各区町村の人民委員会は以下の指示の実施に注力する。

1 これまでの党・国家の指導者から発出されてきた指示書のとおり、新型コロナウイルス感染防止対策についてのあらゆる場合を想定し対策を準備する。特に第13回党大会の安全を確実に確保すること。

2 入国、監査、医療隔離、感染防止の規定実施について、調査・監査を引き続き強化すること。隔離施設内及び市中に感染を蔓延させないように隔離を厳格に行う。

3 ニューノーマルにおける感染防止措置及び5K(マスク、消毒、ソーシャルディスタンス、集会を開催しない、医療申告をする)について、人々に広く伝達する。大人数での集会及び式典の開催を最大制限する。違法入国や感染防止対策違反を発見した場合、積極的に関係当局に通報する。

4 ハノイ市保健局は、
—世界と国内の感染状況のアップデートを常に行い、感染ケースの監査、感染者と接触した者の迅速な追跡、検査と隔離を即座に行う。
—ハノイ市各区町村の人民委員会と協力し、1月14日以降にクアンニン省の感染地域もしくはハイズオン省のチーリン市からハノイ市に戻ってきたすべてケースを迅速に洗い出し、2月1日までに検査を終えること。

5 ハノイ市公安局は、関係当局と協力し、入国者に対する検査を強化するとともに、違法入国を防止し、対処する。

6 ハノイ首都指令部は、保健局や各区町村と協力し、ハノイ首都司令部の管理する隔離施設における隔離を的確に実施するとともに、民間の隔離場所を引き続き精査し、規模を拡大し、感染爆発した場合にもF1の隔離を可能とする。

9 文化スポーツ観光局は、感染状況を注視しながら、保健局及びその他関係機関と協力し、式典の適切な開催について諮問すること。

- 12 ハノイ市各区町村の人民委員会は、
- 地域の政治・社会の草の根システムを活用し、感染防止対策を迅速に実施する。
 - 各区町村は、規定に則り主体的に感染者の追跡、検査、隔離ができるように、感染についての情報共有を連携して行う。
 - 保健省の勧告に則り、人々が感染防止措置を厳格に実施するよう、人々の責任や精神、認識についての伝達を強化する。
 - 特に大衆動員運動を発動させ、すべての住居地、道、家庭の全人民が、保健省や市の感染防止対策の違反者や、不法入国者を厳格に取り締まるための戦士であるとの指針を広く伝達する。
 - 各関係当局は、外出の際や公共の場所（観光地、公園、歩行者天国、広場、船着き場、バスターミナル、スーパー、市場、商用施設、文化イベント、スタジアム）でのマスク着用を遵守していないケースを厳格に取り締まる。大人数での集会を制約し、公共の場所でのソーシャルディスタンスを確保する。
 - 隔離場所の管理を適切に行う。入国者は、集団隔離施設や、有料の宿泊施設、住居、クルー用の隔離施設にて隔離を行う。
 - 感染が疑われる者を発見した場合は、緊急に調査、追跡を行い、規定に則り処置を行い、徹底的に感染拡大を防ぐ。
 - 隔離（を終えた）者の各地域への引き渡しと、住居での14日間の健康観察を厳格に実施する。
 - 地方政権の長は、その地域における感染防止に関する全面的責任を負う。テト正月及び2021の各イベントにおける感染予防と安全確保についての計画及びを策定すること。

(以上)